

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和3年6月25日 第163号
一 発行一
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686
五所川原市字布屋町41番地1
TEL 35-2111(番代) 内線2348~2353

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！
収納課 35-2111
(内線 2275~2278)

令和3年度国民健康保険税について



●7月は令和3年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1 枚目

令和3年度 国民健康保険税納税通知書

主宛名コード	記号番号	通知書番号
〒		
*住民票上の世帯主の名前が記載されます。		
国 保 太 郎 様		

令和3年7月1日

★3年度の国保税(4月~翌年3月分)の年税額が9期に分けられ記載されます。

期 別	納 期	税額(単位:円)
普通徴収	第1期 7月1日~8月2日	
	第2期 8月1日~8月31日	
	第3期 9月1日~9月30日	
	第4期 10月1日~11月1日	
	第5期 11月1日~11月30日	
	第6期 12月1日~1月4日	
	第7期 1月4日~1月31日	
	第8期 2月1日~2月28日	
	第9期 3月1日~3月31日	
特別徴収	仮徴収 令和3年4月分	
	令和3年6月分	
	令和3年8月分	
	令和3年10月分	
	令和3年12月分	
本徴収 令和4年2月分		
普通徴収額(計)		
特別徴収額(計)		
合 計		

★年税額を9期(7月~翌年3月)で分割して納付することになるため、各納期の税額がその月の保険税とはなりません。そのため、国保資格を喪失した後に再計算した結果、資格喪失した月以降の納期に税額が残る場合があります。

★65歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引きとなる世帯についてだけ記載されます。

2 枚目

国民健康保険税の算出内訳(単位:円)

被保険者別課税月数

所得割	元となる額	医療分	支援分	介護分
		税率(%)	税率(%)	税率(%)
所得割	元となる額	世帯主とその世帯の国保加入者の前年分の合計所得		
	税率(%)	7.27	2.21	2.02
資産割	元となる額	固定資産税の額		
	税率(%)	37.76	12.25	12.63
均等割	C税額	25,210×被保険者数	7,400×被保険者数	9,400×40~64歳の被保険者数
平等割	D税額	21,500	6,400	5,500
①=A+B+C+D				
軽減額	E 均等割			
	F 平等割			
賦課限度額		630,000	190,000	170,000
G 限度超過額	上記の賦課限度額を越える場合に記載されます。			
②=①-E-F-G(算出額)				
H 減免額				
I 月割増減額(端数を含む)		該当年度のうち国保資格の無い月及び端数切捨となる税額		
③賦課額(②-H±I)				

被保険者氏名	医療分・支援分	介護分	離職軽減
	国保加入月数	40歳~64歳の方の国保加入月数	非自発的失業者で軽減制度が該当になる月数
合 計			

※1...医療分・支援分の平等割軽減が該当になる世帯(国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより国保加入者が1人になる世帯)については、軽減後の税額が記載されます。

※2...軽減判定により7割・5割・2割のいずれかの軽減に該当した場合に記載されます。7割・5割・2割の判定基準については、納税通知書の裏面をご確認ください。世帯内に所得不明者がいる場合、軽減が適用されず「保留」と記載されていますので、速やかに所得申告をしてください。

国民健康保険税の納付書について

☛スマートフォンやタブレットからPayPay請求書支払い、LINE Pay請求書支払いを利用した納付が可能になりました。

☛コンビニエンスストアでの取扱いの都合上、1枚ずつバラバラのままお送りしておりますので、紛失には十分ご注意ください。

納付の際には期別をよくお確かめください。



後期高齢者医療制度に移行される方について

令和3年度中に75歳となる方は、年度の途中で国民健康保険から後期高齢者医療保険に切り替わります。

①誕生日の前の月までは国民健康保険ですので、その月までの月割り額の国民健康保険税が、9期に分かれて賦課されます。そのまま国民健康保険資格が喪失となる世帯は喪失月までの納期に分かれて賦課されます。

②誕生日の月からは後期高齢者医療保険に移行しますので、その月からの月割り額の後期高齢者医療保険料が賦課されますが、二重賦課ではありません。

③国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したことにより、その世帯で国保加入者が1人になる方(単身世帯)については、5年間、医療分・支援分の平等割が軽減(半額)されます。

また、すでに軽減を受けている世帯も、5年間の軽減期間満了後、更に3年間、医療分・支援分の平等割が4分の1軽減されます。
※後期高齢者医療保険料の納付書は、誕生月の約2ヶ月後に発送されます。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方についても早めに申告をお願いいたします。

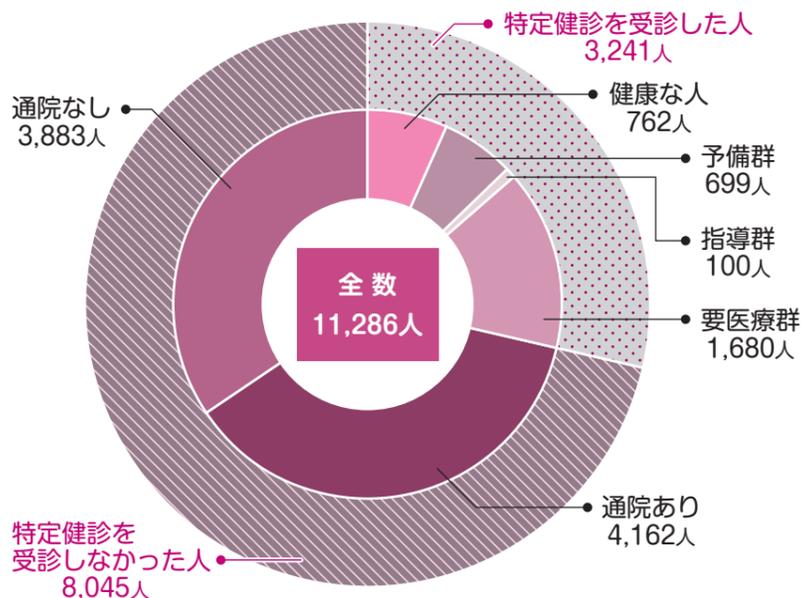


自覚症状が出る前に

特定健診

受診しましょう！

対象：国保の方（40～74歳）
料金：令和3年度より**無料**
（昨年度までは1,000円）



日頃から健康的な生活を送っている人もそうでない人も、健診を受診して日常生活の通信簿を受け取ろう！



健診を受けずに病院にも通院していない人が3,883人も！このうち、病院受診が必要な方は、1,992人いると推計されます。病気が隠れていても自覚症状はありません。気付いたら手遅れなんてことも…。

通院してても

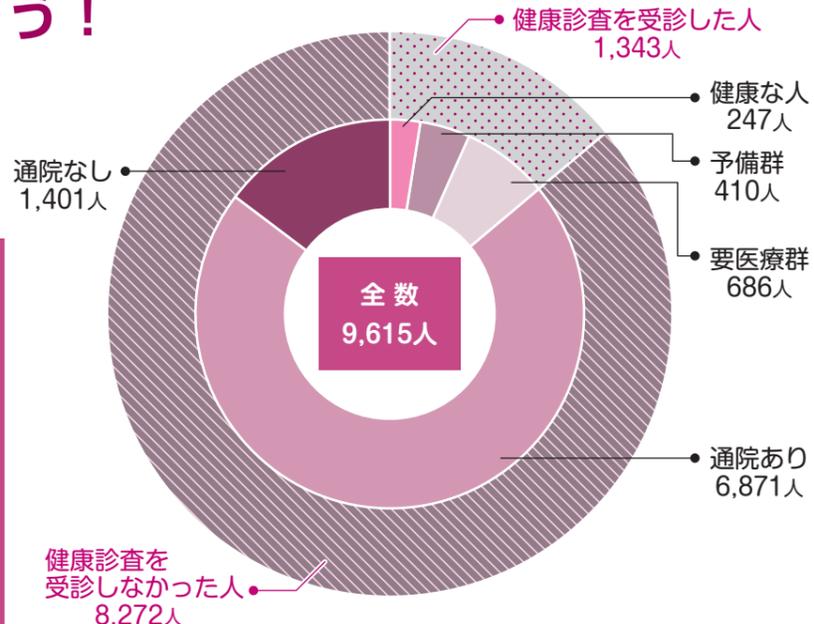
健康診査

受診しましょう！

対象：後期の方（75歳以上）
料金：**無料**



病院に通院しているからと言って、健診を受けなくてよいわけではありません。総合的に検査をして、新たな病気の芽が出ていないか確認するのも大切です。もちろん、病院に通院していない人は、1年に1度は健診を受診し、身体の状態をチェック！



健康診査を受診しなかった人 8,272人

出典：五所川原市医療費分析（令和元年度分）

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について



新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により、国民健康保険税が減免となります。

減免の対象となる方

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
▶▶ 保険税を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
▶▶ 保険税の一部を減額

保険税が一部減免される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について、(1)～(3)のすべてに該当すること。

- (1) 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のうち、いずれかの収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- (2) 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※申請にあたっては、上記の収入を証明する書類が必要となります。

令和3年度分の申請期限

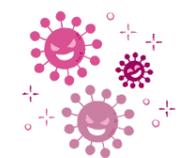
令和4年3月31日

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類は何か等、減免にかかる詳細については、まずは国保年金課へお問い合わせください。

問い合わせ先：民生部 国保年金課 電話35-2111 内線 2348～2353

新型コロナウイルス感染症に感染した方等に対する傷病手当金の支給について

五所川原市国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間（令和2年1月1日～令和3年9月30日まで）について、一定の要件を満たした場合に、申請により傷病手当金を支給します。



支給の対象となる方

- (1) 五所川原市国民健康保険の被保険者で、被用者（お勤め先から給与等の支払を受けている）である。
- (2) 感染または感染の疑いにより、その療養のため労務に服することができず、その期間が3日間を超える。
- (3) 療養のため労務に服することができなかった期間に対する給与等の全部または一部の支払を受けられない。

申請期限

傷病手当金の支給を受けることができるようになった日の翌日から起算して2年。
※労務に服することができなくなった日ごとにその翌日から起算。

ご自身が支給の対象となるか、申請に必要な書類は何か等、傷病手当金にかかる詳細については、まずは国保年金課へお問い合わせください。

問い合わせ先：民生部 国保年金課 電話35-2111 内線 2341

※お詫びと訂正 広報「こくほ」(令和3年5月25日第162号)の「国民健康保険税の特別徴収(年金天引)について」対象とならない方「⑥国民健康保険税の納付方法を年金天引から口座振替に変更する申出書を税務課へ提出した場合」ではなく「国保年金課へ提出した場合」ですので、訂正してお詫び申し上げます。